

2025年度事業計画

(2024年10月1日から2025年9月30日)

I. 公益目的事業

1. 学校における教育機材の整備充実に対する援助 (定款第4条第1項第1号)

(1) 学校教育の充実を図るため、福井県内の学校を対象に、教育機材または教育機材の整備充実に要する資金を助成する。

①事業費 5,250,000円

②対象先 坂井市、あわら市、大野市、勝山市、越前町の高等学校および福井市、坂井市、勝山市の特別支援学校

(1校あたり、消費税込み35万円以内で15校前後)

2. 社会福祉団体等における福祉機材の整備充実および福祉活動に対する援助

(定款第4条第1項第2号)

(1) 社会福祉の増進を図るため、福井県内の障がい者を支援している社会福祉法人を対象に、福祉機材の整備充実に要する資金を助成する。

①事業費 1,600,000円

②対象先 坂井市、あわら市、永平寺町、大野市、勝山市の社会福祉法人

(1法人あたり、消費税込み20万円以内で8法人前後)

(2) 社会福祉の増進を図るため、福井県内の児童養護施設、児童自立支援施設入所者に進学祝金として資金を助成する。

①事業費 430,000円 (高等学校進学予定者11名、大学進学予定者1名)

(ただし、進学祝金助成対象者の増加により、事業費予算を超過する場合は、「公益助成目的預金」の残高の範囲内で、本件事業費の増額を実施する)

②対象先 児童養護5施設、児童自立支援1施設に入所し、高等学校、短期大学、大学への進学者 (高等学校3万円、短期大学5万円、大学10万円)

※なお、1-(1)の学校、2-(1)の社会福祉法人への事業費予算は、「公益助成目的預金」の残高の範囲内で、審査委員会および理事会の決議を経て増加させることがある。

3. 募集から助成資金給付までの流れ

(1) 学校〔1－(1)〕、社会福祉法人〔2－(1)〕

- ①募集方法 応募の機会を公平に与えるため、福井銀行のホームページ内にある当財団のホームページに「募集要項」「助成申請書」を掲載する。
また、事務局から福井県高校教育課に募集の案内を行うとともに、福井銀行の営業店からも各学校、社会福祉法人に募集の案内を行う。
- ②選定審査 応募内容に基づき「審査委員会」で助成先を選考し、理事会で決議する。
- ③結果通知 助成申請先に結果を通知するとともに、助成実績を財団のホームページで公表する。
- ④助成時期 2024年11月中旬

(2) 児童養護施設、児童自立支援施設〔2－(2)〕

- ①募集方法 6施設に助成申請書を通知し、進学対象者の申請を受けつける。
- ②選定審査 申請のあった進学対象者全員を助成対象とする。
- ③結果通知 結果通知は行わないが、助成実績を財団のホームページで公表する。
- ④助成時期 2025年4月中旬

Ⅱ. 収益事業

1. 不動産賃貸事業

(1) 財団の基本財産（不動産）を賃貸し、余剰金は全額、公益目的事業に繰入れる。

- ①賃貸先 南越中学校、願教寺、個人（2名）
- ②賃料収入 年間約926千円

以 上